



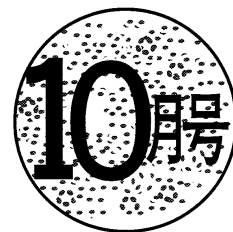
知財サービス ニュース

特許事務所 日本知財サービス
代表 藤田貴男

(工学博士・弁理士, fujita@jp-ips.com)

〒106-0032 東京都港区六本木6-3-1
六本木ヒルズ クロスポイント9階

Tel:03-5786-3400(代表) Fax:03-5786-3433
info@jp-ips.com(代表)



2014・10・10

最新ニュース・割引情報・
無料セミナーなど

検索 | 日本知財サービス

地方の中小企業 ▼経済産業省▼

地域団体商標の登録料を半減

経済産業省は地名と商品名を組み合わせた「地域団体商標」を申請したり更新したりするとき、登録料を半減する特例を設ける。「地域資源活用促進法」の改正案を今国会に提出し、地方が「ふるさと名物」を開発できるように、政府が支援を強める。地方の産業を支援するため各地の中小企業が商標を取りやすくすることで、地域の特産品などをブランド化する。

地域団体商標では甲州ワインや夕張メロンなどが有名だが、出願をためらっている企業も多い。特例により登録を促す。市区町村が販路開拓を支援することも定める。物販の拡大とともに知名度を高め、都市部や海外からの観光にもつなげたい考えだ。

ブランド開発に資金が必要な場合は、政府系金融機関による低利融資の特例での対応も検討する。各種の特例を利用するには、企業が事業計画を国に提出して認めてもらう必要がある。

知財侵害品差止状況 ▼財務省▼

差止件数が上半期で過去最高

財務省は今年1月から6月までの全国の税関における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の差止状況を発表した。

輸入差止件数は16,296件で、前年同期比15.8%増、輸入差止点数は453,350点で、前年同期比39.8%増となり、輸入差止件数は上半期の件数としては過去最多を更新した。1日平均で90件、2,500点以上の知的財産侵害物品を差し止めている。

地域別では、輸入差止件数は、中国からが15,145件（構成比92.9%）で、引き続き高水準にあり、次いで香港が552件（同3.4%）、韓国が217件（同1.3%）であった。

知的財産権別で見ると、輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が16,180件

（構成比97.3%、前年同期比15.7%増）で、大半を占め、次いでキャラクターグッズなどの著作権侵害物品が382件（同2.3%、同163.4%増）であったが、輸入差止点数は、商標権侵害物品が390,032点（構成比86.0%、前年同期比25.8%増）で大半を占める傾向は変わらないものの、意匠権侵害物品が58,928点（同13.0%）となり、急増している。

品目別では、輸入差止件数は、財布やハンドバッグなどのバッグ類が5,711件（構成比31.7%、前年同期比27.6%減）と最も多く、次いで衣類が4,732件（同26.3%、同123.5%増）、靴類が1,841件（同10.2%、同14.3%増）となった。

無形資産への対応 ▼OECD▼

特許など評価基準の統一を

経済協力開発機構（OECD）の租税委員会は、多国籍企業の課税逃れを防ぐ国際的なルールづくりに向けた具体的な対応策を盛り込んだ報告書を公表した。

報告書では、特許や商標などの無形資産の対応が一つの焦点となっている。これは無形資産をグループ内の子会社に売却することで本社が本国での課税逃れをする事例が多いためだ。

具体的なケースとして、多国籍企業が法人税率の低い国にある子会社に特許などの無形資産を低価格で売却し、①無形資産がなくなった分だけ本国での納税額を抑制する、②無形資産によるライセンス料（利益）を子会社に集中させ、本国よりも安い税率で現地で納税するといった事例が多い。

OECDは無形資産の価値（子会社への売却価格）の評価手法が各国・地域間でバラバラで、企業任せになっていることを問題視。報告書では、無形資産から将来得られる使用料収入をもとに適切な資産価値を算出する統一的手法を導入するよう求めている。多国籍企業が節税目的で海外子会社に資産移転することを防ぐ効果を期待している。

特許査定の取消し

行政処分取消義務付け等請求事件（東京地裁・平成24年（行ウ）第591号 平成26年3月7日判決言渡）

第1 事案の概要

原告らは平成17年10月18日付で特許出願（本件特許出願）を行ったが平成23年2月14日付で拒絶査定を受けたので同年6月20日付で拒絶査定不服審判を請求すると同時に特許請求の範囲を補正した（本件補正）。補正が行われたことから特許庁長官は当該審判請求を本件特許出願の担当審査官に審査させることにした（前置審査 特許法第162条）。

本件補正の内容は「拒絶理由に対応しない、原告らの真意に基づき作成されたものとおおよそ考え難い」事情が認められ、また、本件補正に係る請求項の末尾の記載は「一見して特許請求の範囲の記載に矛盾を含む」ものであったが、担当審査官は、平成23年10月31日付で拒絶査定を取消し、特許査定をする旨の決定をした（本件特許査定）。

これに対して、原告らが、本件特許査定につき取消を求める旨の行政不服審査法（行服法）に基づく異議申立てをしたが、特許庁長官は、平成24年4月26日付で却下決定をした（本件却下決定）。

そこで、原告らが、主位的には①本件特許査定が無効であることの確認（行政事件訴訟法（行訴法）3条4項所定の抗告訴訟としての無効確認訴訟）、②本件却下決定の取消し（行訴法3条3項所定の裁決取消訴訟）及び、③特許庁審査官につき本件特許査定を取り消すことの義務付け（行訴法3条6項2号所定の申請型義務付け訴訟）を求め、予備的には①本件特許査定の取消し（行訴法3条2項所定の抗告訴訟としての取消訴訟）、②本件却下決定の取消し（上記主位的請求②と同じ）、③特許庁審査官につき本件特許査定を取り消すことの義務付け（上記主位的請求③と同じ）を各求めた。

本稿は、特許査定の取消に絞って解説する。

第2 判決

- 1 特許庁審査官が原告らに対し特許出願2007-542886につき平成23年10月31日付でした特許査定を取り消す。
- 2 特許庁長官が、原告らに対し平成24年4月26日付でした行政不服審査法による異議申立てを却下する旨の決定を取り消す。
- 3、4、5（略）

第3 理由

(1) 特許査定については、特許法上、特許法特有の手続としての不服申立手続については特に定めが置かれていない。

特許査定につき、たとえ特許法195条の4の「査定」の中に特許査定が含まれ、行政不服審査の申立てができないと解した場合であっても、特許査定が行政処分である以上、その訴訟の対象から除外されることはないと考えられる。

(2) 特許査定に対する実体的理由に基づく不服は、特許査定された内容より有利な範囲の特許査定がされるべきであったとする不服と、実体的要件を備えないのに特許査定がされたという不服がある。後者は、無効審判が請求できるものとしており、その無効理由について詳細に定めている（特許法123条1項）。従って、それ以上に不服申立てを認める必要はないと解される。前者については、出願人は利益処分を受けたのであるから、救済手続を認める必要はない。

そうすると、実体的理由に基づく不服については、特許法上の救済手段が設けられており、これに加えて、行訴法に基づく、取消し又は無効確認の訴えを提起できるとされているので、不服申立手段としては十分であると考えられる。

(3) 次に、特許査定に対する手続的理由に基づく不服について、出願人の手続違背の場合の取り扱いについて規定はあるものの、審査官側の手続違背を理由とする救済手段についての定めは見当たらない。行服法が制定され、行政の適正な運営を確保するために、実体的な違法理由だけでなく、手続的な違法理由をも考慮し、同法1条1項の「違法…な処分」であるか否かが審査されるというべきである。特許査定について、特許法上、特段、審査官側の手続違背について定めがないことに照らせば、審査官の手続違背について、行服法上の不服申立て手続（行服法1条1項）を排除し、行訴上の訴えのみをその救済手段とすることが必要であり、又適切であると見るべき事情は見出せない。

(4) また、審査官は、拒絶理由を出願人が正しく理解し、これに対応した意見書の提出及び補正がされ、審査官においてこれを十分に理解して審査を行うことが予定されているのであるから、拒絶理由通知又は拒絶査定に記載された拒絶理由と補正の内容がかみ合ったものであることが、その前提として、特許法上予定されているものと言うべきである。

そうすると、審査官は、特許出願人の手続的利益を確保し、自らの審査内容の適正と発明の適正な保護を確保するため、補正の趣旨・真意について特許出願人に対し確認すべき手続上の義務を負うものと言うべきである。

本件においては、本件補正の内容は、拒絶査定に記載された拒絶理由と全くかみ合っておらず、本件補正書による補正は、原告らの真意に基づき作成されたものとおおよそ考え難いものであった。以上によれば担当審査官は、本件特許査定に先立つ審査に当たり、原告らに対し、本件補正の内容が原告らの真意に沿うものであるかどうかを確認すべき手続上の義務があったところ、この義務を怠ったものであり、手続上の義務違背があったものと認められる。

本件特許査定に手続上の重大な瑕疵があり、前記瑕疵により、本件特許査定の内容に影響が及ぶものであることは明らかであるから、本件特許査定はこの点において取消しを免れない。

第4 考察

教科書には「特許査定」に対しては、不服審判請求はできないとされているのが通例である。学説は、特許査定に対しては、出願人が争う実益がないとして特許法195条の4の「査定」に含まれると解釈して来た。

本判決は、特許法195条の4において行服法による不服申立てができないとされる「査定」には、特許査定の手続的理由に基づく不服を申し立てる場合には、これに含まれないとした上で、審査官に、補正の趣旨・真意について特許出願人に対して確認すべき手続上の義務があり、これに反して義務を怠ったとして手続上の違背があったとした。新たな判断として注目される。

一般論としても、特許査定についても手続違背を理由とする不服については、行服法上の救済は認められるべきであろう。また、如何なる場合に重大な手続違背があったと認められるかであろう。

今後、実務の参考になる部分があるかと思われるので紹介した。

なお、平成19年4月1日以降の特許出願については特許査定後であっても所定期間内に出願を分割できるように法改正されている（ただし、①拒絶査定不服審判の請求と同時に明細書等の補正があったものについて審査官が審査し（前置審査）特許査定がされた場合、②拒絶査定不服審判で審決により審査に差し戻されて特許査定がされた場合は除く）（特許法第44条）が、本件特許出願はこの法律改正前の特許出願であった。

また、特許庁が公表している「特許・実用新案審査ハンドブック」の「61 審査一般」の欄の「61.06 職権取消通知等について」には「特許査定に対する職権取消通知」の記載が存在している。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/handbook_shinsa.htm

以上

地理的表示法の導入で 地域の産品をブランド化

■農林水産省■

農林水産物や食品の地域ブランド化を進めるための「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法）が6月に成立した。成立から1年以内に施行されることになる。

「地理的表示法」とは、ある地域で特有の自然条件や伝統的な技術が農産品や食品の品質や特徴に結び付いている場合に、産地名が付いた名称を表示し、その地理的表示を知的財産として登録し、保護する制度。地理的表示のためにはまず、地域の生産・加工業者の団体が製品の生産方法や地域の範囲、品質基準などを定めることが必要になる。品質基準が守られているかを団体が管理し、国がその管理体制をチェックする仕組みとなる。産地が異なる模倣品や品質を満たしていない粗悪品などの場合には不正表示となり、国が排除や罰金、懲役を科すとしている。地理的表示法は特に欧州で先行している制度で、イタリア・パルマ産の生ハム「プロシュート・ディ・パルマ」などが有名。

違いが分かりにくいのが、既にある「地域団

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

「特許情報プラットフォーム」 来年3月からサービス開始

～特許情報図書館 (IPDL) は廃止

特許庁は、特許情報についての高度化、多様化するユーザーニーズに応えるため、「特許電子図書館」(IPDL)を刷新し、新たな特許情報提供サービス「特許情報プラットフォーム、略称：J-PlatPat」を来年3月23日より提供すると発表した。特許電子図書館は、新サービス開始に伴い、3月20日で停止する予定。

特許情報プラットフォームは、検索サービスの機能の充実化、ユーザーインターフェースの刷新、外部サービスとの連携、「色彩」や「音」等の新しいタイプの商標への対応、および特許公報等の情報の一括ダウンロードサービス（民間情報提供サービス事業者向け）の開始等を行うことで、意匠、商標を含む特許情報を提供す

地理的表示法と地域団体商標制度の比較

	地理的表示	地域団体商標
所管	農林水産省	特許庁
品質	地域で品質基準を作成し、国が保証	定める場合は自主ルール
表示できる者	品質基準を満たせば、特定の団体に限定されない	商標権を持っている団体の構成員のみ
不正表示	国が取り締まる	権利者が対応する

体商標制度」との相違点だ。地域団体商標では、「比内地鶏」や「神戸ビーフ」など約300件の農産品や食品が登録されている。

主な違いは、地域団体商標は品質基準を必ずしも定める必要はなく、商標を使えるのは商標権を持つ団体の構成員のみとなる。一方、地理的表示法では、地域で定めた品質基準を満たさなければ表示ができず、品質基準などを満たせば地域の生産者はその地理的表示を使用できる。

品質基準に重点をおいた同制度が製品のブランド振興の追い風となるか期待される。所管の農水省では、現在、全国各地で説明会を開き、新制度の周知を進めている。

る新たな情報基盤としての役割を担うものとしている。

具体的には、「日本語版サービスのトップページには、初心者もお試し感覚で利用可能な簡易検索入力ボックスを採用、特実／意匠／商標から検索対象の選択が可能」、「全頁に統一的に配置された「グローバルナビゲーション」により、他法域の検索サービスへも容易に画面遷移可能」、「中韓文献翻訳・検索システムを用いて中国語文献及び韓国語文献の検索、照会も可能（機械翻訳文の全文テキスト検索及び文献番号索引照会）」、「中韓文献翻訳・検索システムによる、中国語文献及び韓国語文献の検索、照会も可能（機械翻訳文の全文テキスト検索及び文献番号索引照会）」「J-GLOBALとの連携により、非特許文献も一括検索可能」など、現行のIPDLよりサービス内容を向上させる。

特許情報プラットフォームの詳細および基本的な操作方法については、来年1月以降、全国の主要都市で説明会を行う予定。

審 決 紹 介

商標「政宗逸品」は、「伊達政宗の優れた品」程の意味合いを認識させるものであって、単に当該人物を認識させるものではなく、公益的な施策等を使用されている事実もないので、これを指定商品に使用しても、当該人物名を独占的に使用することにはならず、「伊達政宗」の名声、名誉を傷つけるという事情もなく、「伊達政宗」に係る公益的な施策の遂行を阻害する虞もないから、社会公共の利益に反しないし、公正な競争秩序を害する虞もない、と判断された事例（不服2013-15754、平成26年3月10日審決、審決公報第173号）

1 本願商標

本願商標は「政宗逸品」の文字を標準文字で表してなり、第29類「揚げかまぼこ」及び第30類「調味料」を指定商品として、平成24年8月2日に登録出願されたものである。

2 原査定の拒絶の理由

本願商標は「政宗逸品」の文字を標準文字で表してなるものである。ところで、安土桃山・江戸初期の武将である伊達政宗は我が国において著名な歴史上の人物であり、本願商標構成中「政宗」の文字は「伊達政宗」の略称を表したものと認められる。また、「逸品」の文字については「優れた品。絶品。」を意味する語であり、本願指定商品との関係においては、商品の品質誇称表示として認識されるから、自他商品の識別機能を有しないか、又は、その機能が極めて弱い部分といえる。そうすると、本願商標は構成中「政宗」の文字部分が自他商品識別機能を有していると判断するのが相当である。

ところで、伊達政宗（以下、「政宗」という。）ゆかりの地である宮城県仙台市には、政宗が築城した仙台北（青葉城）跡があり、城跡の敷地内には政宗をはじめとする歴代藩主の甲冑等を収蔵している「仙台市博物館」などがあり、多くの観光客が訪れる仙台市の観光名所となっている。また、大崎市では、「政宗公祭り」が昭和39年から開催され、毎回多くの人で賑わっている。このように、歴史上著名な人物ゆかりの地では、その人物名の有する強い顧客吸引力にあやかり、記念館や博物館などが運営されていたり、地元のシンボルとして地域興しや観光振興のためにその人物名を商標として使用したりすることも少なくない。

してみると、歴史上著名な人物名の略称と認められる「政

宗」の文字を有してなる本願商標を、一私人である出願人が自己の商標として登録し、その指定商品について独占使用することは、政宗に対し格別の念を抱く地元の人々の感情を害する虞がある許りでなく、政宗の名を使用した地域興し等の公益的な施策の遂行を阻害し、その利益を損なう虞もあるから、本願商標は社会公共の利益に反し、かつ、公正な競争秩序を害するものと認められる。

従って、本願商標は商標法第4条第1項第7号に該当する。

3 当審の判断

本願商標は「政宗逸品」の文字からなる処、その構成中「政宗」の文字は「伊達政宗」が安土桃山時代から江戸初期において活躍し、仙台62万石を領した著名な武将であり、「政宗」と略称される場合も少なからずあるから、当該武将を想起するものといえる。また、その構成中「逸品」の文字は「優れた品」を意味するものである。

ところで、歴史上の著名な人物について、それを地域共有の財産としてその名称を使用し公益的な施策等を行う場合があり、その場合にその名称を指定商品等についてその人物と無関係の者等が独占的に使用することは、その公益的な施策の遂行を阻害し、公共的な利益を損なう結果になりうるが、商標の一部にその人物名を使用する場合は、直ちにその指定商品についてその人物名を独占的に使用することにならず、その施策を阻害するものとは言えない。

また、商標の一部にその人物名を使用しても、人物名を有することがその人物の名声・名誉を傷つける虞があるとはできない。

そこで、本願商標についてみると、本願商標は「政宗」の文字を有してなるものの、「政宗逸品」の文字は「伊達政宗の優れた品」程の意味合いを認識させるものであって、単に当該人物を認識させるものではない。

そして、「伊達政宗」の文字が公益的な施策等に使用されている事実も見受けられない。

そうとすれば、本願商標をその指定商品に使用することが、「伊達政宗」に係る公益的な施策の遂行を阻害することにはならないし、また、本願商標は「伊達政宗の優れた品」程の意味合いを認識させるものであり、その人物の名声、名誉を傷つけるとする事情も窺えない。

従って、本願商標をその指定商品に使用することが、社会公共の利益に反し、かつ、公正な競争秩序を害するものであるとして、本願商標が商標法第4条第1項第7号に該当するとした原査定は妥当でなく、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論の通り審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和30年	商標登録第 461425号～第 463890号
〃 40年	〃 第 668801号～第 671792号
〃 50年	〃 第1108151号～第1112280号
〃 60年	〃 第1750503号～第1756879号
平成 7年	〃 第2704701号～第2705900号
平成 7年	〃 第3028404号～第3035900号
平成17年	〃 第4842016号～第4851477号

各年の3月1日～3月31日までに設定登録された商標権

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。(尚、存続期間経過後6ヶ月は登録申請できません)。

平成9年4月1日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意下さい。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成23年11月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは10月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問い合わせください。

●特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、審査請求料と特許料(第1年分から第10年分)の納付に

ついて、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

●特許、商標の出願状況

	特 許	商 標
26年7月分	26,258	11,315
前 年 比	99%	108%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryu/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm